

第33回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成25年8月26日（月）18時30分から21時00分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ 3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 26人（欠席者3人）
出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、小林義明（会長）、
小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫（副会長）、清水八千代、
鈴木和夫、馬部昭二、洞トヨ、牧野隆男、増田雅則、松井志郎、水野浩、
山添登、和田純男、井上稔（副会長）、齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、
佐藤昌一、清水富美夫、柏原公毅
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 土方明、深井恭、飯泉研
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学、吉留雅俊
- 5 傍聴者 3人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - （1）第32回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
 - （2）平成25年度施設見学会について
 - （3）ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について
 - （4）施設の運転結果について
 - ①ごみ搬入・灰等搬出（4・5・6月）について
 - ②平成25年度の環境測定（4・5・6・7月）結果について
- 3 協議事項
 - （1）水銀対策について
- 4 その他
 - （1）「ふじみまつり」について

5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 第32回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【資料2】 平成25年度ふじみ衛生組合地元協議会委員の施設見学結果について
- 【資料3-1】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会委員名簿
- 【資料3-2】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会報告
- 【資料4-1】 ごみ搬入・灰等搬出（4・5・6月）
- 【資料4-2】 平成25年度環境測定（4・5・6・7月）結果
- 【資料5-1】 水銀対策の検討について
- 【資料5-2】 審議事項の対応フロー

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【本日の配付資料の確認】
三鷹市山中親交会石丸委員が松井委員に交代した旨紹介。(25.4月時点で交代。)

2 報告事項

(1) 第32回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 本日は、26名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

本日の議題ですが、まず、報告事項として、前回の議事録の確認を行い、その後、平成25年度施設見学会について、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について、施設の運転結果について、順次説明をまいります。

まず、報告事項1番目の第32回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について、事前に確認をしていると思いますが、何かございましたら、よろしいですか。

Q 委員 : ここは、字句の訂正等を行う場所なので、その後でと思っていたんですけれども、ご意見がないようなので、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

字句の訂正ではなくて、4ページから5ページにかけての、事務局の議事録全体に対して、私は少し疑問を持っておりますので、もし会長のほうでお許しいただければ、引き続き発言させていただきたいと思います。字句の訂正ではないので、ちょっと意見ですので、どうでしょうか。

会 長 : なるほど。これは、どうなんですか。よろしいですか。お願いします。

Q 委員 : ありがとうございます。それでは、発言させていただきます。

委員の皆様には、この4月23日の地元協議会の内容のことをちょっと思い出していただきたいと思うんですけれども、ここで、これから今日の議題にもなっていると思いますけれども、専門委員会の学識経験者の数が、実は私たちが2年3カ月もかけて議論してきた中では、2名だったはずにもかかわらず、3名と書かれているわけです。これについて、私は少しおかしいのではないかと。4月23日もそう思ったんですけれども、すぐ報告で水銀問題にいきましたので、こんな重大なことが、何かわけがあるのではないかと思ひまして、後に副会長のL委員を通して、ふじみ衛生組合に、どうなっているんだということを申し上げてまいりました。なかなか納得できるような返事をいただけないまま、ずっと今日まで至ります。

それで、あわせて、水銀問題が、この資料でも4回も起きている事態がありますので、私としては、直ちに地元協議会を開いて、水銀問題及びこの問題について、お話をできないかということをお願いしてまいりましたけれども、5カ月間、何の変更もなく今日になりましたので、この場をかりて、お話をちょっとさせていただきたいと思っております。

どうして3名になってしまったのか。これが、簡単な報告事項で終わってしまったのか。今から1年前の4月のころは、委員の皆様にはぜひ思い出してもらいたい。ここにいらっしゃるA参与、B参与を交えて、口角泡を飛ばして、やっとまとめ上げた内容でございました。その中でも、論点の中で、専門委員会のあり方というのは、大きな議論になったところでございます。当初、事務局が出された提案というのは、独立したものとして出された。これに対して、地元協議会からさまざまな疑義が出されて、そして、この専門委員会というのは、環境保全協定書第16条に基づいてつ

くられるんだと。位置づけをしっかりと段階で住民側の意見が、さらに中身について議論が展開されていく。

それで、あのころの議論を、ぜひ思い出してもらいたいと思うんですけども、最初は1、1だったんですけども、私ども住民側から2名出したら、ふじみも2名。3名出すと3名と、こういう数の競争になった。それで、F委員なんかは、私はもっと多い数をこの場で提案されたことを思い出しております。

そこで、正副会長等で調整してまいりました。そこで、私たちは競争する意図ではなくて、あくまでも専門委員会という場の中で、地域住民の声が、たった1名でほんとうに届くのか、日ごろ顔も合わせたことがない正副会長が、突然2カ月に1回の会で会って、ほんとうに声は届くんだろうか。十分なことができるんだろうか。少なくとも、相談する相手が1人はいて、容認してくれないかと。こういうことで、衛生組合のほうもわかったということで、話がついたと思っています。

ただし、この専門委員会というものは、何か緊急なことが起きた場合は、専門委員会を強化する意味において、第10号に定めている、その他管理者が認めた者を入れるんだと。こういう意図でつくられた。だから、4月の最初の専門委員会がまだできていない段階で3名というのは、その当時の議論と全く違う形になってしまう。私は、今後の地域と、それからふじみ衛生組合の関係を考えていくときに、これを単に見逃すことが、ほんとうにいいのだろうか。わかった、わかった。この報告で終わっていいのか。ここを取りまとめてきた1人として、これはやはり見過ごすことはできないと思ひまして、今日の発言になっております。

ここに及んで、専門委員会も稼働しておりますので、私は1名を減らせと、そういう野暮なことを言うつもりは全くありません。ただ、これから先のことを地域と衛生組合の関係を思うときに、やはりここできっちりとけじめをつけていただきたい。これをぜひお願いしたいと思ひます。

できれば、地元協議会に対して、衛生組合のほうから文書の形で、しっかり残るものをつくっていただきたいと思ひしております。よろしくお願ひします。以上です。

会 長 : ということは、文書でということですか。

Q 委員 : そうですね。

会 長 : はい。では、今、答えは要らないと。

Q 委員 : ええ。別に今、どうだこうだということは言いませんので。

会 長 : わかりました。事務局、文書でということでございます。

a 副会長 : この間、特に議論があったことは、私もこの4月に異動してまいりましたが、この間の議事録を読ませていただいて、お話がありましたように、相当議論が交わされていらっしゃるということは十分承知いたしております。

そういった意味で、この議事録の4ページ、5ページを見ていただくと、確かにさらっと言っているところは事実でございますので、こういった経過を含めて、今後、地元協議会の皆さんとの関係性も含めまして、次回までにきちんと文書なり、あるいは資料としてお出しできるようにやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

I 委員 : 今、Q委員が専門委員会のことについて、ご意見を発表されたんですけども、そもそも当時、たしかA参加が、これはいわゆる組織の問題ではなくて、別個の問題だと。専門委員会というのは、地元協議会の組織の中ではなくて、別の組織なんだと。独立したものだというお話があって、私も当時言ったんですけども、専門委員会というのはおこがましい。何も、それが医者とか、保健所の先生は、確かに専門委員とか、そういうふうにおっしゃってもいいけれども、我々素人が専門的なこともわからないのに、何が専門委員会だと。専門委員会というよりも、検討委員会とか、そういうのが正しいんじゃないかとさんざん申し上げたんですけども、今、Q委員の質問は、今の組織はどうなんだということでしょう。地元協議会の中ではなくて、独立の組織であって、それはふじみ衛生組合がつくった専門委員会だと、そういうことではないんですか。その辺はどうなんですか。

Q 委員 : ちょっと認識が違うようなんですけれども、私は専門委員会が、今さっき話したとおり、ここでの経過を踏まえて設けられたことについて、何の疑義も持っておりません。ただ、それをつくる過程において、人数がこの専門委員会の規定に2名と明記されているにもかかわらず、3名になっている。これを一介の報告事項でさっと言ってしまったことに対して、これは重大なミスではないだろうか。だから、これをもとに戻すということはいえないだろうから、けじめをつけて、もう1回、地域とふじみ衛生組合が出発し直そうじゃないか。そういう願いを込めて提案しているわけです。

I 委員 : 人数とか、そういうことではなくて、性格の問題を議論されるんじゃないんですか。人数が多いとか、少ないとかをおっしゃっているんですか、どうなんですか。何を討議しようというんですか。

Q 委員 : 討議をしろということではなくて、性格は環境保全協定書の16条に基づいてというぐあいに、独立したものではなくて、地元協議会の規定に基づいてつくられたんだと、きちんと専門委員会の規定に書いてございますので、それは何も問題になっていないわけです。その上で、委員の数が規定に書いてあるのと違うのではないかということをお願いしているわけです。だから、これは、私たちが議論を重ねてきて、やっと到達した始点でありますので、簡単な報告事項で済ます問題ではありませんよということを、あえてこの場で申し上げたわけです。

ですけれども、始まってしまいましたから、2名に戻せということは言いませんので、はじめをしっかりつけていただきたいということをお願いしているわけです。よろしくお願いします。

会 長 : ここで、今のことに関して、あまり時間をとっていてもしょうがないと思うんですよ。文書で回答という形になりますので。それに関連してありますか。

B 委員 : はい。私も今、両委員からお話があって考えますと、そもそも専門委員会の選出から、選出問題で、かなりいろいろ議論して、だけど、各自の認識がずれたことは正直、現在そうだと思うんですよね。これは、何も事務局だけの問題ではなくて、我々委員全体が、たしかあ那个时候、3月に入ったときに、会長が「これはほんとうにいいですか」と発言したのを、僕は覚えているんですよね、この10号委員を含めた委員を提案したときに。私もそのとき、あれ、最初からこの3人目が入っているのはいいのかなと疑問には思ったんですが、質問するところまでいかなかった。だから、みんながここで考えなければならないのは、そもそも規則を積み上げてきた流れからいけば、ちょっとおかしいぞということ、その段階で質問するなり何なり、各委員がしなきゃいけなかった。そこをすんなり通してしまったというところが、これは反省だろうと思うんですよ。だから、僕らの反省も含めて、そこはきっちり再出発ということで、僕はいいと思うんですけれども。

a 副会長 : 一言だけ申し上げます。10号該当として書いてある、管理者が認める

者を選任しておりますが、これは、基本的に地元協議会の住民委員の方からご推薦を受けてやったものであります。したがって、我々としては、そういった経過があったので、さらっと言ってしまった部分もあるんですが、ただ、そうは言っても、先ほど申し上げましたように、いろいろ議論があったところですから、これについては、ある意味で委員の皆様を選定過程を共有していただけるような努力をしなかったことは事実ですから、その辺を含めて、次回、文書できちんとお示ししたいということでございます。

会 長 : よろしいでしょうか。その他、議事録について、何かございましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

会 長 : それでは、公開の手続きをお願いいたします。

それでは、報告事項2番目、平成25年度施設見学会について、事務局より報告をお願いします。

(2) 平成25年度施設見学会について

事務局 : それでは、資料の2をごらんいただきたいと思います。

まず、この資料の1ページから4ページの中段までには、施設見学の日時、参加者、場所等を記載してございます。日時につきましては、平成25年6月5日水曜日、午前8時30分から午後2時30分の時間帯でございました。

参加者は、住民委員13名、ふじみ衛生組合職員3名、事務局2名の計18名でございます。

それ以降、施設見学場所につきましては、そこに記載したとおり、東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場でございます。

細部の内容につきましては、5ページまでに内容を記載してございます。それから、特に4ページ中段から5ページの下段までにつきましては、質疑応答があった内容につきましてまとめてございますので、後ほど、ごらんになっていただければと思っております。以上でございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。何か質問ございましたら。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

(3) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について

会 長 : それでは、続きまして、報告事項(3) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について、事務局より報告お願いいたします。

事務局 : それでは、資料の3-1と3-2を使いまして、ご説明申し上げます。

まず、資料3-1でございますが、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会が6月13日木曜日に第1回が開催されました。その場で、その名簿に記載してございますが、その中から、まず委員長を互選により決めました。

委員長としては、藤吉秀昭委員が選出され、その後、委員長指名によりまして、副委員長に角田透委員が選任されました。

その後、施設部会、健康部会の人選につきまして協議をした結果、委員の構成人数が多くないため、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会設置要綱第8条第5項により、部会は委員長が指名する者をもって組織することから、委員長提案によりまして、専門委員会委員全員を両部会の委員とすることになりました。

そして、施設部会が、その後、開催されまして、部会長に藤吉委員が選任されました。

それから、健康部会につきましては、角田委員が健康部会長に選任されたということで、その備考欄に書いてある内容になりました。

次に、資料3-2でございます。

まず最初に、第1回専門委員会が、6月13日、先ほど申し上げましたけれども、その内容につきましては、中段の「施設部会を開催して」というところからご説明申し上げます。その上段につきましては、部会長等の選任、今までご説明した内容をまとめてあるものでございます。

施設部会を開催して、部会長を選任した後、水銀問題につきまして議論がございました。内容は、焼却ごみに水銀が混入しておりまして、それによる水銀の自主規制値を超えたのが3回ございました。そこにも記載してございますが、4月25日、1号炉、それから、5月10日と5月14日に2号炉で自主規制値を上回る事象がございまして、専門委員会がこのときにはまだ設置されていなかったために、地元協議会の正副会長にご連絡を申し上げ、炉を停止して、排ガス処理装置を洗浄後、再度、また正副会長にご連絡した後、立ち上げた。そういう経過を専門委員会にご報告をさせていただきました。

その中で、今後の対策として、暫定的な対応策としては、排ガス処理装置の前に、吹き込んでいる活性炭の量を増やすという提案をさせていただきました。

それから、恒久対策といたしましては、排ガス処理設備の後段に活性炭吸着塔を整備する案を説明させていただいたところでございます。

また、並行して、今進めている対策としては、搬入物の調査を実施している。期間は7月17日から8月28日までの期間実施することを報告させていただいたところでございます。これが、6月13日の第1回専門委員会の概略でございます。

それから、第2回専門委員会が8月1日に開催されまして、水銀問題の状況等についてご報告をしたところでございます。

1点目が、東京都の水銀問題の状況、それから対応事例等の報告と、恒久対策の2つの案の内容について、ご説明をしたところでございます。

それと、7月20日に、やはり2号炉で、水銀が自主規制値を超える事象がございました。このときには、従前どおり炉を停止して、このときも地元協議会の正副会長、それと専門委員会が立ち上げてございましたので、専門委員会の正副委員長にご連絡をして、炉を停止した状況、それから、その後、排ガス処理設備を清掃して、再度専門委員会の正副委員長、地元協議会正副会長に連絡をして、再度立ち上げたという状況がございました。その内容等をご報告をさせていただきました。

それから、恒久対策として整備の内容を細かくお話しした上で、それに対する議論がなされました。その議論の内容としましては、水銀問題については、もう少し発生の状況がこの数カ月間において、トータルで今のところ4回程度であるということから、経過を見たらどうかという意見もございました。また、実際に水銀が発生している状況もあることから、恒久対策を実施すべきであるという意見がありました。

今後、協議を継続していくということで、現在、第2回の専門委員会は終了してございます。以上があらあらでございますけれども、ご報告でございます。

会 長 : ただいまのところで質問がございましたらということなんですけれども、水銀の対応策についてのご質問は、協議事項のところでご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。そのほかのところ、ご質問ござ

いましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(4) 施設の運転結果について

①ごみ搬入・灰等搬出(4・5・6月)について

会 長 : それでは、報告事項(4)施設の運転結果について、事務局より報告をお願いします。

K 委員 : 資料4-1をごらんください。私からは、リサイクルセンターの平成25年4月から6月までの処理実績をご説明させていただきます。

まず、上段の右側をごらんください。この3カ月間の総搬入量は、約4,802トンでございまして、前年度と比較いたしますと、約287トン、5.6%の減となっています。その内訳といたしましては、三鷹市が約2,459トンで、構成比51.2%、前年度と比較いたしまして、約119トン、4.6%の減でございます。そして、調布市が約2,343トンで、構成比48.8%、前年度比、約168トン、6.7%の減となっています。

搬入実績につきましては、微減傾向が続いておりますが、前年度と比較いたしまして、施設の稼働日数が1日少なかったこともあり、5.6%の減少となっています。

特に、粗大ごみにつきましては、クリーンプラザふじみの稼働に伴いまして、可燃性のものがリサイクルセンターに搬入されなくなったことにより、27.7%の大きな減少となっております。

搬出実績につきましては、まず、下段の左側になりますが、有償・無償の資源物でございます。総量は前年度とほぼ同量でございますが、1番の特アルミ、これは飲料用のアルミ缶でございます。それが増加しております。そして、3番の特A鉄でございます。これは、飲料用のスチール缶でございます。それが減少いたしました。

そして、5番のB鉄が大きく増加しています。これは、粗大ごみから出た自転車等の鉄製品でございます。これが、平成24年10月以降につきまして、不燃ごみ、粗大ごみから手選別した小型家電を全てB鉄として売却を開始したことによりまして増加しているものでございます。

そして、次に下段の右側になりますが、逆有償の資源物搬出の欄をごらんください。クリーンプラザふじみの稼働に伴いまして、有害廃棄物及び

処理困難物についてのみ、25年度は逆有償での処分になりました。そして、リサイクルセンターから搬出する残渣につきましては、クリーンプラザふじみに搬入し、発電用のエネルギーとして活用しています。焼却いたしました。

なお、5番の処理困難物につきましては、4月から6月までの主な処理対象物は廃ライターでございますが、これは平成24年度で破砕機のラインを停止いたしましたので、このスプレー缶・ライター処理機が導入されるまでの間、このライターにつきましては、外部処理をいたしました。そして、このスプレー缶・ライター処理機でございますが、7月に導入しておりますので、7月以降はリサイクルセンターで処理しています。

私からは以上でございます。

C 委員 : それでは、私から、クリーンプラザふじみのごみ処理実績について、ご報告をさせていただきます。資料4-1でございます。

まず、上段1、搬入実績でございますが、4月から6月の搬入実績は、三鷹市が約7,456トン、調布市が約8,377トン、両市あわせまして、1万5,833トンとなっております。

搬入の比率でございますが、三鷹市が約47%、調布市が約53%となっております。

また、クリーンプラザふじみには、三鷹市、調布市からの搬入ごみのほかに、ふじみ衛生組合リサイクルセンターからの残渣も搬入されます。残渣につきましては、約1,740トンとなっております。この残渣も加えますと、搬入量の合計といたしまして、約1万7,573トンとなっております。

その右側に、参考ということで、焼却量が書いてございますけれども、焼却量は、この間、1万1,424トンということでございますので、約6,000トンがごみピットにたまっているということになります。

続きまして、搬出実績でございます。2の搬出実績をごらんください。4月から6月までの搬出実績でございますが、焼却灰が約1,203トン、飛灰が約308トン、金属類が約39トンとなっております。この3つをあわせまして、搬出量の合計が1,550トンとなっております。

焼却灰、飛灰につきましては、日の出町にございますエコセメント化施設のほうで、エコセメントとして再利用されております。

また、金属類につきましては、栃木県にございます民間の施設のほうに持ち込みをいたしまして、そちらで付着している灰とともに、溶融処理を行いまして、溶融メタル、また付着した灰については、溶融スラグという形で再利用を行っております。私からは以上でございます。

②平成25年度の環境測定（4・5・6・7月）結果について

E 委員： それでは、続きまして、資料4-2になります。環境測定の結果がございます。資料4-2、A4の横長のものが2枚と、一番後ろに大気質の測定地点ということで、地図がついています。3枚組の資料、これを使いまして、説明をいたします。1枚目が黄色で塗られているものです。資料4-2です。よろしいですか。

前回の地元協議会、4月のときに、このスケジュール表をお出しいたしまして、この黒ポチのときに測定をいたしますということで、測定結果が出ましたら、ここに数値を記入させていただきますというお話を、前回させていただきました。今回、4月から7月にかけて測定が終わりまして、結果が出たものを、こちらに記載しております。

大きく分けまして、左手に排ガスの測定、それから、騒音・振動・臭気・排水の測定、それから、周辺大気の測定、それから、放射能に関する測定と、大きく分けて4項目でございます。

まず最初に、排ガスの測定結果です。4月に1号炉、2号炉とも煙突の途中38メートルのところまで排ガスを採取しまして、測定を行う予定でしたが、1号炉につきまして、水銀の関係で停止いたしましたので、4月の結果については、2号炉のみとなっております。1号炉につきましては、6月に変更いたしまして、6月のところに1号炉の結果を記載しております。1号炉、2号炉とも、自主規制値、または基準値を超えるものはございませんでした。

また、2回目、これにつきましては、7月に1号炉、2号炉をやる予定でしたけれども、やはり水銀が出た関係で、1号炉、2号炉とも8月に変更いたしました。これは、先週の8月22日に試験体を採取しております。まだ結果は出ておりませんので、結果が出ましたら、ここに記載をさせていただきます。

続きまして、騒音・振動・臭気・排水の測定結果です。これにつきまし

て、まず騒音・振動ですけれども、4月に1号炉がとまった関係で、7月に延期をいたしました。ところが、7月について測定をやるという準備をしていたんですけれども、やはり水銀で1炉とめたという関係で、これにつきましては、8月に延期をいたしまして、8月23日から24日にかけて、測定が終わっております。これにつきましても、まだ結果としてデータが出てきておりませんので、データが出次第、こちらの8月の欄に記載させていただきたいと思っております。

それから、臭気です。臭気につきましては、4月が10未満、6月は12という数字ですけれども、6月のデータは全炉停止のときに、活性炭の層を通して出ていったときに煙突の途中ではかった数値、これについては、臭気指数12ということでございます。どちらも基準値以内となっております。

それから、排水です。排水につきましては、6月に採取いたしまして、水質基準値以下のデータとなっております。

続きまして、周辺大気の測定にまいります。これにつきましては、4月に採取しておりますが、4月と7月にやっていますが、7月のデータがまだ出てきておりません。別紙、1枚めくっていただきますと、4月の結果、ちょうど真ん中辺、4月というところに、三鷹市立南浦小学校から一番下、ふじみ衛生組合まで9カ所で測定をした結果を載せております。三鷹市立南浦小学校、それから、しいの木公園につきましては、排ガスの最大着地濃度出現地点付近ということでございまして、備考欄に書いてある数字は、平成24年に採取した結果となっております。備考欄の春のデータと、この4月にとったデータを比較していただきたいと思っておりますけれども、特に大きく変わったという結果は出ていないということでございます。

それから、しいの木公園の下、三鷹市立第6中学校から下、この項目につきましては、平成20年、環境アセスの関係で備考欄に記載してございますデータにつきましては、平成20年にとったデータとなっております。

ここでちょっと1点だけ注意していただきたいのが、二酸化硫黄の数値です。これが、備考欄の春のデータと比べて、今回4月のデータが、若干高目になっております。これにつきましては、平成20年にとった採取の試験の方法と、24年度以降にやった試験の方法が変わっております、若干24年度以降にやった試験のほうが、0.001ppmほど高くなると

いう結論が出ています。データの的には若干高いデータが出ておりますけれども、これは試験方法が変わったということによります。

その他のデータにつきましては、特に大きな変化はございません。施設が稼働したことによって、数値が大きくなったということはありません。

それから、1枚目にまた戻ります。放射能に関する測定ということでございます。まず、4月、5月、6月のすぐ下のところ、焼却灰、飛灰についてのセシウムの濃度となっておりますけれども、この基準値でございます8,000Bq/kg以下のデータと比べていただきましても、ごくごく小さいデータとなっております。

それから、排ガス、排水についても、放射能不検出となっております。

それから、一番下の欄、空間放射線量率の結果でございます。これにつきましては、毎回、地元協議会に報告をさせていただいておりますけれども、特に大きな変化はございません。0.06から0.09の間で推移しているということでございます。

1点、修正をお願いしたいんですけれども、下から2番目、敷地境界線（北）の第1回目、これが0.05という数字となっておりますけれども、ちょっとこれは記入間違いでございまして、0.06という結果でございます。ここだけ修正をお願いしたいと思います。

あと、一番後ろに周辺大気質の測定地点ということで、周辺大気質で、どんな施設でとっているのかというのは、地図を載せておいたほうがわかりやすいかなと思ひまして、ちょうど真ん中、星印のところはふじみ衛生組合でございます。黒丸のところは測定していますということで、案内図となっております。私からの説明は以上になります。

会 長 : 今までの報告事項で、質問がございましたら。

I 委員 : 1点目は、全炉停止で、どうして臭気12が出たのかという点が1点。それと、毎回言っているんですけれども、びん・缶のところは、あそこは朝8時から5時まで、いつもあけっ放しになっているよね。あそこから、ほのかににおいが出てくるので、あれは何とか臭気をとめてくださいよと言っているんですけれども、あれを全部覆うと億という金がかかるので、しばらく我慢してくださいというのがA参与のご意見でありまして、しばらくは我慢するんですけれども、ぜひあれを全部覆うとか、要するに、シャッターを閉めてくださいということです。

その2点について、事務局からお答えをお願いします。特に、全炉停止で、どうして臭気12が出るんですか。

C 委員 : それでは、私のほうから申し上げます。

まず、焼却場の構造から考えてみてください。物を燃やすには、酸素が必要でございます。ごみを燃やすときにも酸素が必要でございます。周辺の空気を燃焼用として使っております。そのときに、においも一緒に燃やしますから、焼却場が運転されているときには全くにおいがしないということでございます。臭気指数は10未満となっております。

ただ、どうしても全炉停止をしなければいけない、メンテナンス等でとめなければいけないというときには、燃焼用空気として周辺の空気を使うことができませんので、こういった場合には、活性炭層を通します。脱臭装置というものです。冷蔵庫にも、よく活性炭を入れていると思うんですけども、あれの大きなものです。そういったところを、活性炭層を通しまして、煙突から逃がしております。活性炭層を通しますので、かなりにおいは薄くはなっているとは思いますが、全炉停止の場合には、燃焼用空気として使うことができない分、活性炭層を通した空気がそのまま出てしまいますので12ということで、通常値よりは若干高くなっているということでございます。

ただ、これにつきましても、あくまでも煙突出口の指数でございます。これが地上に降りてくるまでには、100万倍ぐらいに拡散されますので、地上に降りてくるまでには、全く臭気はないと私どもは考えているところでございます。

K 委員 : 2つ目のリサイクルセンターのびん・缶のシャッターでございますけれども、これは前回もちょっとお話ししたかもしれませんが、確かにI委員の言うとおり、シャッターはあけっ放しで作業をしております。

ただ、やはりこれはどうしても、作業の特性というか、作業の都合上、どうしても閉めっ放しで、今現時点で作業をすることができません。ただし、私ども、敷地境界のところ、実際に年に4回、5回、測定していますし、実際に私どもが敷地境界に立って、においというか、臭気のことを確認しております。

今のところ、特に敷地境界については影響ないと判断していますので、今のところは、当然これからも注視してまいりますし、もし、仮にこれが

敷地境界で12を超えるようなことがあって、原因がそこだということであれば、当然何らかの対処をしていくと考えておりますので、どうかその辺のところ、ご理解をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

I 委員 : たしか、全炉停止のときは、送風機は炉には送らないけれども、今言った活性炭を通してあるので、12ということはあり得ないと、前、説明されたと思うんですね。そういうことで、全炉停止になっても、それなりにおいというのは、いわゆるピットから出るので、それは送風機に入れて、焼却して、第3の煙突から逃すと、そういうような回答をされていると思うんですね。全炉停止だから12出ますという回答は、ちょっとおかしい。それが1点。

それと、2点目ですね。K委員、よくやっていただいて、今、いわゆるフォークリフト、ガソリンをやめて、労働安全衛生基準に従って、電動車を使うとか、排出のときに活性炭をやって、何もしないで出すようなことはやっていないと。徐々に改善はしてあるんですけれども、それは非常に結構なことだと、私も感謝しています。そういう点で、皆さんの努力は買うんですけれども、どうしても朝から晩まであけておくというのは、どうも納得できない。

あれは、億単位で、あそこは長年、多少実費がかかるけれども、あれは改善するという約束をしてあると議事録に、調べてもらえばわかると思うので、ぜひそれを推進していただきたい。以上です。

C 委員 : まず、1点目の臭気指数の話でございますけれども、通常時に比べれば、全炉停止時には臭気が高くなるというお話は、過去にも確かに私はしておりますけれども、具体的に煙突出口から臭気指数12という話をしたことはないと認識をしております。敷地境界で12という数字は出ないと何回か、説明させていただいておりますけれども、煙突出口については、今日初めてお示しするものでございます。

私どもも、全炉停止時には臭気が高くなることが想定されておりましたので、通常の施設では、脱臭装置を通して、建物から空気を逃がすんですけれども、私どもは全炉停止時の1週間から10日のために、あえてもう1本、煙突を設置いたしまして、100メートルの上空から空気を逃がようにしておりますところが、ほかの施設とは違うということでございます。

100メートルの上空から逃がすことで拡散をして、地上に降りてくるまでには臭気がしないようにするという特別な取り組みも行っているところでございますので、今後、臭気については適宜測定をして、ご報告はいたしますけれども、これ以上高くなるようなことはないと考えているところでございます。

K 委員 : 先ほどの、確かにリサイクルセンターは、びん・缶だけではなくて、それらの課題について、当然、私ども、改善する方法があれば、それに向けて取り組んでいくという姿勢は変わりませんので、その辺のところはご理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

I 委員 : はい。ありがとうございました。

会 長 : よろしいですか。ほかに質問がございましたら。よろしいですね。それでは、協議事項の(1)水銀対策について、事務局より説明をお願いいたします。

3 協議事項

(1) 水銀対策について

K 委員 : それでは、私のほうから水銀対策の検討状況についてということで、ご報告させていただきますけれども、資料5-1をごらんください。

冒頭でもご説明がありましたように、4月25日から7月までの間、これまで排ガス中の水銀濃度が4度にわたり自主規制値を超えましたので、焼却停止をするという事態が発生いたしました。

そのことを踏まえまして、ふじみ衛生組合では、具体的な対策について、検討を進めてまいりました。予算措置等が必要な事項もありますので、本日は、現時点での中間報告とさせていただきます。

まず、資料5-1でございますけれども、初めに1ページから3ページにかけては、これまで4月から7月にかけて4回にわたり、排ガス中の水銀濃度が自主規制値を超える事態が発生いたしましたので、その経過等を整理したものでございます。

そして、次にどのくらい水銀がピットに入ったのか、混入した水銀量の推計を行いました。排ガス処理装置での水銀濃度が93.1%低減できる、すなわち除去できると言われておりますので、そのことを前提に計算いたしました。その結果でございますが、それが3ページの一番下の行をごら

んください。1時間当たり、約70グラム以上の水銀が焼却されたものと推計いたしました。

このように、一度に大量の水銀を含む廃棄物が出されましたので、一般家庭から排出されたとは考えにくく、4ページにありますように、事業系一般廃棄物から混入したのではないかと推測しているところでございます。しかしながら、現時点では、その排出者を特定するところには至っておりません。

このように、明確に原因を特定できない中、どのような対策が考えられるのか、検討を進めるとともに、即座に実施可能なものにつきましては、三鷹市、調布市と連携して取り組んでまいりました。具体的な内容は、4ページの後半から6ページにあるとおりでございます。

まず、施設の対策強化といたしまして、6ページの下にありますように、現時点での排ガス設備の対策といたしまして、活性炭の吹き込み量を通常の2倍としたり、ピット内のごみの均質化を図ったり、あるいはリサイクルセンターの可燃性の残渣についても、ごみ質調査を実施しております。

ちょっと戻りまして、4ページ、5ページになりますが、そして、広報による啓発でございます。両市の広報紙を活用して、市民の皆さんに分別の徹底をお願いするとともに、事業者の皆様には啓発チラシを配布いたしました。また、ふじみ衛生組合といたしましても、ホームページの活用や施設へののぼり旗の設置など、独自の啓発活動も進めてまいりました。具体的には、添付資料の1から3をご参照ください。

そして、さらに、搬入物検査につきましても、取り組みを強化してまいりました。三鷹市、調布市、そして組合から各2名ずつ、合計6名の職員で、7月中旬から抜き打ち検査を実施しております。当面、8月末までは継続してまいりまして、現在のところ、焼却不適物の混入は、ほとんど見られておりません。

一方で、設備面での改造につきましても、プラントメーカーの提案を受けて検討を進めてまいりました。5ページの下にありますように、既存設備の改修をするのか、新たに増設するのか、その2つの方式の比較検討を行ってきたところでございます。

続いて、6ページになりますけれども、自主規制値を超えた場合の現時点での対応につきまして、再確認したものでございます。また、この場合

の焼却炉の操作手順につきましては、添付資料4のとおりになります。

最後に、7ページをごらんください。今後の検討課題でございますが、先ほど申しあげました設備改造につきまして、表のとおり、比較検討の結果を整理いたしました。引き続き、技術面、安全面、コスト面など、より詳細な調査を実施していきたいと思っております。

水銀対策の件につきましては、先週22日木曜日に、組合議会の定例会がございました。そこで議員の皆様からのご意見をいただきました。また、本日を含めまして、地元協議会や安全衛生専門委員会の方々からもご意見をいただきまして、検討をさらに深めてまいりたいと思っております。

今後とも、啓発や搬入物の検査などの効果も見定めながら、総合的な観点で水銀対策の検討に取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

なお、添付資料5は、先進事例として、東京二十三区清掃一部事務組合における水銀対策について、聞き取り調査の結果を整理したものでございます。簡単でございましたけれども、私からの報告は以上でございます。

C 委員 : 若干の補足をさせていただきます。今回、水銀が原因で4回ほど焼却炉がとまりましたけれども、ごみの特定、排出者の特定はできておりませんが、排出時期の特定は、ほぼできておりまして、大体4月20日から、そのちょっと先ぐらいのごみでございます。それは特定できております。

と申しますのは、水銀が原因で焼却炉をとめます。そうすると、新しいごみがたまります。それで、また再稼働しますと、新しいごみから燃やしていきます。新しいごみを燃やしていくときには、全く問題なく、水銀の値もずっとゼロに近いような値なんです。新しいごみを燃やし切りまして、また古いごみ、4月下旬のごみをつかむと出るということが、2回、3回、続いたということでございます。

おそらく、4月下旬にある程度まとまった水銀が1回に入りまして、その水銀がクレーンで攪拌いたしますので、何カ所かに散らばって、その散らばったものをつかんだときに、たまたま出てしまうと考えております。それは、私ども、搬入物検査をしておりまして、新しいごみからは一切水銀が見つからないということからも、その推測はおそらく正しいんだろうと。入ったごみは1回、ただ、それがクレーンで攪拌されたために、何カ所かに散らばって、それをつかんだタイミングで出てしまうというこ

とです。

ほぼ、今、そのラインまで、またごみが下がってきましたので、あと二、三週間すれば、その4月下旬のごみが、おそらくきれいになると思います。そうすれば、その後は、これだけ大量の水銀が入るといのは、非常に考えづらいということでございます。

前回の地元協議会でも申し上げましたが、一般の市民の方が誤って出されてしまう電池ですとか、体温計程度の水銀については、十分除去できる能力の焼却場でございます。ただ、そういった能力を持っている焼却場が、今回、超えてしまったといのは、ほんとうに一度に大量の水銀が入ったということでございますので、これは非常にまれなケースだと考えております。今後は、何度も焼却炉がとまるということは、おそらくないのではないかと考えております。

それから、0.05という基準そのものでございますけれども、これは、労働安全衛生法上の作業環境基準ということでございます。この作業環境基準の数値は、長時間浴びていても健康に被害はないという数字でございます。しかも、この数字は煙突出口でございますので、先ほど申し上げましたとおり、地上に降りてくるまでには、数十万倍、100万倍と拡散されますので、周辺の皆様に健康被害を及ぼすということはないと考えているところでございます。ご安心していただいて結構だと思っております。

逆に言いますと、もしこれが周辺に被害を与えるような濃度であれば、国そのものが規制値を決めているはずでございます。国の規制値がないということは、この程度であれば、十分拡散されて、健康被害がないと、ふじみ衛生組合が独自に上乘せで決めた基準でございますので、安心していただいてよろしい量であると認識しているところでございます。

以上でございます。

- I 委員 : いわゆる水銀はもう蒸発しちゃってると思うんですよね。これを何とかしてつかむ方法はないんですか。蒸発しちゃったから、煙突から出ますから、皆さんに影響ないといっても、煙突から蒸発した水銀が出ると蓄積しますから、60年っていったら蓄積するんですよ。何とかならないんですか、それ。どういうふう考えてるんですか。
- C 委員 : 実際に気化した水銀を捕まえるといのは、技術的には難しいと考えております。ただ、先ほど申し上げておりますように、非常に厳しい独自基

準を設けた中での数字でございますので、周辺の皆様がその大気を吸い続けても、健康に被害が及ぶことはないと考えているところでございます。

会 長 : よろしいでしょうか。

I 委員 : そう言うんだけど、そうかなと思うだけで、ほんとうかどうか我々はわからないです。

Q 委員 : 私はやっぱり、この水銀問題というのはとても大きな出来事であると思います。何ととっても一番最大、炉がとまるということは、その焼却場にとっても致命的なことでございます。だから、簡単な問題ではないというぐあいに認識していただくことが、まず肝要じゃないか。今、C委員が、ある意味、結論ではないと思いますけれども、感想というのが述べられたけれども、ここに至るまでに、このような判断に立つための十分な議論がなされたのかということについて、私は少し考えていただきたいなと思います。それで、この問題を私も理解するために、これまで行われたふじみ議会にも2回出席しましたし、専門委員会の第1回も傍聴して、この全体像をつかもうと私なりにやってきたつもりであります。その中で、やはり $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ という国の指針値を下回ってるから安心だという形だけで、それは1回説明することは非常に重要なことだと思いますけれども、この地域が、焼却場を抱えている地域としましては、たびたび炉がとまるというようなことは数字的な問題だけではないんだということを、やはり頭に置きながら考えていただきたいと思うわけです。

それで、この資料も、理解するにも、私はずっと会長をさせていただきました、そのときにも、事務局の皆様、ほんとうにわかりやすい資料を出してください、長い文章は必要ありません、そうお話ししてきましたので、ほんとうにわかりやすい説明をお願いしたいし、立派に地元協議会では、ほんとうに答えてくれたと、私は事務局に感謝しているわけです。今日ご発言されたC委員、それからE委員、K委員、ほんとうにご苦労されてきたということは、私はほんとうに感謝申し上げている。その上で、説明もほんとうにわかるような説明をしていただかなきゃ、こんなに立派な資料をつくっていただいたのに、ほんとうにわかるのかということがあります。

それから、ほんとうに聞き取り調査とも、我々がこの水銀問題に取り組んでいける唯一の取っかかりというのは、都で2年前、2010年から1

1年にかけての新聞報道で大騒ぎになったあの水銀事例が唯一の例だと思っていますので、これをしっかり学習してほしいと以前にも申し上げてありますけれども、ほんとうに聞き取り調査、都は報告書を出してありますけれども、聞き取りをされて、こうやって資料をつくられたということは、ほんとうに大変だったなと思っています。ですから、これをほんとうにわかりやすく、この場で説明していただきたいと思うわけです。例えば、これらの基礎になっているデータの水銀をはかっている濃度計というのは、一体このふじみ衛生組合のどこに設置されているのかという、まずはその辺からきちんと説明していただかなきゃならないんじゃないかと。

それから、水銀濃度計を現在持っているのがどこなんだと。東京都と、それから三鷹、調布、ふじみ衛生組合と、ほかにもあるのか。全体をつかむにもそういうこともあわせて、地元協議会の委員の皆様には、わかりやすくかみ砕いて話していただきたいと思います。

それから、今後この後議論になってくると思いますけれども、専門委員会と地元協議会の関連なんかにおいても、私はぜひこの場が単なる報告の場になるのではないように、専門委員会のことについても質疑の内容、意見等をこの場に報告していただくようなことも工夫していただきたいと。そして地元協議会、専門委員会がお互いに努力して、理解を深めるようなことをやっていかなければ、絵に描いてもだめだというふうに私は思います。ですから、まず、今東京都二十三区と我々のところと、それがほかにもあるのかないのか。それから、濃度計はどこに設置されてるのかということ。

それから、私は資料を読みながらいろんなことを思いましたけれども、この試算値も、全てある1点をつかまえてお話ししているんじゃないかと思えますけれども、0.05を超えた事例が4件ございますけれども、これを連続的に調べてるはずですから、そのチャートがあるんじゃないかと思うんですけれども、そのチャートなんかを示していただきながら、水銀量が一体どのぐらいなのかということ、逆計算で計算できるのではないかと思うんですね。私は資料を見てそう思ったんですよ。そういうことも考えられるんじゃないか。単に2.8グラム、あるいは70グラムということではなくて、この数字を理解するにおいても、その時間の連続性のチャートを見ながら考えていくべきことではないだろうか。それから、今後の

ことを考えるにおいても、抜本的な対策として、予算措置が絡むようなことをやるにしても、その辺のことをきちんと押さえとかなければ、ほんとうに見識のある結果が出していけないんじゃないかというぐあいに思う次第です。

ちょっと今、思いつきでいろいろお話ししましたけれども、その辺から質問に答えていただいて、議論を進めていっていただければと思います。

よろしくをお願いします。

- C 委員 : まず、水銀の連続測定計ですけれども、脱硝反応塔を過ぎた、その後の煙道の部分に設置してございます。こういった連続測定の水銀の濃度計が設置されているのは、今委員さんおっしゃったとおり、東京二十三区清掃一部事務組合の焼却場とふじみということでございます。全国的に見ても、おそらく連続測定計を設けているのはほとんどない。たまに他の自治体で水銀濃度が公表されていますけれども、何カ月に1回、そのときの空気を、排ガスを持って帰って、分析機関で分析するというので、連続測定ではございません。あくまでも連続測定は、二十三区清掃一部事務組合とふじみ衛生組合の施設ということでございまして、全国に先駆けてやっているということ、まずご理解いただければと思います。

それから、この水銀の算出量ですけれども、今、委員さんがおっしゃったとおり基本的にはトレンド等を参考に、どのぐらいの量が何時間出たからというのを積算しております。その結果が約70グラム以上の量であろうと推測をしたものでございます。一般的に言われていますのが、医療用の水銀の血圧計ですと、大体50グラム前後というようなことが言われていますし、体温計でしたら大体1本0.75グラム程度とかと言われております。蛍光灯でしたら1本0.0088、それに水銀灯でしたら0.09という数字も出ておりますので、この中で体温計、例えば体温計だとしたら、体温計はまとめて100本入らなければこの数字にはならないわけでございます。そういった面からも一般の市民の方が出す量にしては多過ぎるということで、私どもとしては事業系の廃棄物が怪しいのではないかというような推測をしたものでございます。以上でございます。

- Q 委員 : 連続計が二十三区事務組合水銀問題状況と対応という都の報告書が書いてあるところに表がございましてね。資料5です。資料5の2ページのところです。このいわゆる触媒反応塔から煙突のところにあるということです。

ね。もう一つ、ろ過式集じん器のところにはないんですか。ここには置いてないんでしょうか。もう一カ所。一カ所しかないものなんですか。この辺をちょっと教えてください。

C 委員 : ふじみ衛生組合では、あくまでも出口濃度をはかるという視点で、皆様に直接健康被害が及ぶのは出口のところでございますので、今現在は、この図でいえば、触媒反応塔の先、煙突の間ということになります。ただ、今後の課題といたしまして、どのぐらいの濃度の水銀が排ガス中に入ってきているのかと、それがどのぐらい除去できているのかというような調査をするということであれば、一番最初の、この図面でいえば一番左側ですね、排ガスが出てきて、ろ過式集じん器の前につけることによりまして、そのろ過式集じん器や触媒反応塔の能力を調べることは可能と考えております。そういった方法も1つあるのかなと思っていますところです。

Q 委員 : 私は今後の問題も考えるならば、ここに置かなければ、こういう予算措置の、聞くところによると、私は議会で聞いて、10億に近いお金が予算措置されている、こういう膨大なお金を使うわけですから、非常にデータはやはり必要ではないかと思えます。ここに入ったものが液体キレートで固定化されるわけですね。ガス化しているようなものを、水銀がガス化している状態をここで固定化するわけです。それを触媒反応塔のところで、このお金をかかるやつをカートリッジをするか、それとももう一つ別のものをつくるかということで、1重、2重、3重の防御もラインをして、0.05を守ろうという提案が、このお金の問題であるとは思っております。これに関しても議会では、管理者の清原市長が安全安心をほんとうにつくるんだと、さっきC委員がおっしゃったとおり、高い見識を持ってつくられた基準値であるということは、当時C委員がほんとうに高い見識を持って説明されているのは、私よく覚えています。それは同じように管理者もそういう発言をされたと思うんです。しかし、大きなお金がかかるということで、管理者の発言であるが、慎重に考えたいというところで、この間の議会は終わっているように思います。どちらにしろ結論を出すんだったら、非常に見識のある結果をやはり出して、しっかりした議論をして、データをそろえながら、やはり決めていただきたいというのが私の期待するところでございます。だから、ぜひここにやっていただくと、ほんとうに効果があるのかないのかかわかるのではないのでしょうか。これ、1カ所だ

けだったらわからないですね。私は非常に、この資料を見ながら、例えば、K委員がお話になりましたところの水銀量の推計のところの数値も、93.1%というのも、ほんとうにこれをつくられた会社が実証的なデータを添えて93.1%を出されているのかどうかも知りたいところでありまして、この93.1というのにはマックスの数字ではないだろうかという疑問も持っております。93.1が永遠に続くものではないわけですから、この数値が少し変われば、この数値全体が変わってくるものだと私は思います。ですから、まず測れる機械をぜひ備えていただきたいと思っております。以上です。

I 委員 : 前回たしかB委員ですか、22億とかいう国からの震災対策の費用もふじみはもらってるし、今いうとまたそれなりに、国からもらってるんで、ここの対策費として、水銀対策ですか、これ、資料5にずっと書いてありますよね。こういうことをやれば、どんどんどんどん減るわけでしょう。そういうお金をどうしてこういう装置に使わないんですか。また隣に、今度は体育館を三鷹がつくるっていうんで、あそこにも土地もあるだろうし、こういう装置こそ、2ページ目、次のページですか、資料5です。こういうろ過式集じん器とか、こういう装置をつけて、どんどん水銀を減らしたらよろしいんじゃないですかね。

A 参与 : 先ほどのQ委員のお話のように、前回のふじみの議会でここの資料の説明をする中で、抜本的な対応策についてもふじみ側の現段階での見解を述べているところです。皆さんご心配の件が、多々あるようでありますし、私どももそのことについては考えておりますが、今、何々を必ずつけますとか、予算をこうしますということが言える段階ではございませんので、報告の中で申し上げたとおり、今回の委員の皆さんたちのご意見も踏まえて、全体の中でご安心できる方向に、ぜひ検討を進めたいと思っております。現段階ではそれ以上の回答はできないのです。ですから、I委員の言われることも、Q委員の言われることも、それぞれのお立場でございまして、私どもも同感するところがございまして。ただ、今の段階でこうしますということはなかなか言えないので、二十三区の例もそうですけれども、きちんと精査して、つけるものはつけ、あるいは現在の対応でできるところはきちんとしながらやっていきたいと思っておりますので、今日の段階ではそういうところで、いかがですかね。よろしく申し上げます。

D 委員 : 検討中ということですが、私はぜひ、この案に示された方式、どちらをとるかは私も意見がありますが、設備の投資をしていただきたいと思います。なぜかといいますと、資料5にはありますが、まず、水銀が測定できる焼却炉、場所的に見ると、東京都二十三区と調布、三鷹の周辺だけです。そこに幾らの焼却施設があるかという、二十二、三か所だと思いますよ。二十二、三のうち、実はふじみも入れて、7カ所で水銀問題が平成22年6月から、平成25年4月までの3年間に実に3分の1の焼却炉が水銀問題を現実に起こしてるわけですよ。そういう現実がある。同時に、行政が我々に対してこれは守るというお約束をいただいた、事実もあるわけですよ。しかしそれが、実はなかなか守られていないというのも現実です。したがって、これは抜本的対策はないとは思いますが、より進化した対応策をとってもらいたいと思うわけです。

もう一つの問題が、ふじみで明らかになったと思うんですが、1回には70グラム程度入りますと、これが実は何回にもわたって問題を起こすと、こういう事実があるわけですね。東京都のときは、足立で2回ほどあったようですが、大体1回ぐらいで済んでるようですよね。ところが、我々の場合はそれが数回にわたって起こっていると。8月にもややトラブルみたいなものがあつたやに聞いていますよね。もちろんとめるまでにはいかなかったんですけども、モニタリング値がとまっているようなときがありました。そういうこともあつて、やはり問題は深刻に今でも続いているという認識をしています。ならば、何としても対策をとるべきであろうと。確かに10億円というお金も聞いておりますが、大変な金額だとは思いますが、現時点では原因がはっきり特定されていない以上は、早急に設備投資をしていただいたと思います。何年か後に問題が解決すれば、例えば脱硝塔にカートリッジを放り込むような案であれば、カートリッジを取り去ることができるんじゃないか、とにかくこれで問題がなくなったとしたときには、もとへ戻すような設備であつてもいいはずだと、そうすると脱硝塔にカートリッジを放り込む案のほうが、より有利じゃないのかなと、別ラインを設けるよりもね。設備投資がはるかに少なくなるから。ランニングコストは安心できたらやめりゃいいんだからゼロですよ。そういうこともあつて、私はやっぱり脱硝塔に入れるような案を中心に、ぜひ早急に考えてもらいたいと、これから考えますとおっしゃるんで、私一個人の、一

市民として、そういう要望を申し上げておきます。以上です。

- J 委員 : 前回のときにC委員からこういう状況が出たのが、体温計二、三本でこのぐらいの数値が出るという話が出ているようなのですが、そもそもちよっと考え方が、随分甘い考え方をしておられたんじゃないかなと思うんですけど、これについては何か今の問題になっているような大変な量だったというのに対してのお考えはどうだったんでしょうか。
- C 委員 : 先ほども申し上げましたが、今の施設であっても、ごみ、トン当たり二、三本は十分大丈夫でございますので、先ほど言ったとおり100本とかいう単位で入らない限りは、十分水銀を除去する能力は持っているということでございます。ただ、今回はたまたま想定外の、想定外という言葉を使っちゃいけないのかもしれないですけども、非常に大量の水銀が1度に入ってしまったということでございます。ですので、一般家庭から出る通常のごみの中に、水銀を含む電池ですとか、体温計、蛍光灯、そういったものが少量入ったというレベルでは十分とることができるわけですね。ですので、今後考えなければいけないのは、実際にどのぐらいの程度の水銀まで除去できるようにするのかという、1つ視点があるんですけども、水銀というのは可燃ごみに入れてはいけない有害廃棄物として集めているわけです。ですので、逆に言うと入り口の時点で水銀を入れない、市民の皆様、事業者の皆様のご協力をいただいて、水銀をごみの中に入れないというのを、まず徹底していきませんか、幾ら設備を改造しても、その設計を超えた水銀が入ってきてしまっちは結局同じことになるわけですから、我々としては出口の対策もさることながら、やはり入り口の対策を徹底してやっていくというのは非常に重要だと考えているところでございます。
- a 副会長 : 0.05なんですけど、前回C委員から言ったのは、0.05というのはどうやったら出るんだと、要するに体温計3本程度燃やすと0.05ミリグラムが出ますよというお話であって、それを入れても0.05で先ほどの93.1%除去できるという話がありましたので、それに残りが約7%ですか、93、残るのは7%ですから、0.05掛ける7%となりますと、相当低い値ですので、そういった意味では0.05よりかなり低い数字しか出てこないということですから、体温計3本入ると0.05を超えてしまうということではありません。公害防止装置がついてますから、そういう面では焼却

施設ではそこまで出ないということをご理解いただければと思います。

J 委員 : この文章の、私の取り方が間違ってるのかもしれないんですけど、前回、19ページの後半のところにも出ているので、C委員の一般的には体温計二、三本でこのぐらいの数値になりますというお答えがあるんです。このことについて言ったんですけど、この二、三本でこのぐらいの数値が出るということは、体温計二、三本、これは入れてはいけないのかもしれないんですけど、間違っても各家庭で出してしまうような数値なので、それでその辺が感覚が違うのかなと思っていたんですが。

a 副会長 : ですから、今申し上げましたように、体温計二、三本燃やすと0.05出ますよと、これは公害防止施設をつけなかった場合ですね。公害防止設備を通らないで、そのまま水銀、体温計を二、三本燃やすと0.05ミリグラムを超える排ガスが出ますよということですので、ですからこの後排ガス処理装置、いわゆる公害防止設備を通っていきますと、これの0.05が限りなく小さくなって0.00幾つ、0000、4つぐらいつくんですかね、ということになるかと思っています。

P 委員 : 私はこれを、この報告を地元へ持って行って報告しなきゃならないんですけど、数字がどうの、難しい装置を言っても、理解できないと思うので、入れなければいいんでしょうっていうことで、何と何と何に水銀がたくさん含んでいるのか教えていただきたい。3本ぐらいただったら大丈夫ですよと言うと、それじゃ、気を緩めてもいいですね、ということになります。何に大量に水銀というものが入っているものなのか。含有量の大小がありますので、こういうものに入っているんですよって言っていただきたいんです。そうすると、それを持って帰ってそう言えば、あ、そうかなと言って、皆さん水銀を入れないように努力してくれると思います。

それから、先ほど炉をきれいにして、それで会長や委員長にいいですかと言って、それでもってまた点火して燃やした、そしたらまた出ちゃったというのは、炉の温度を上げて点火する時間と費用は、大変なものでしょう。水銀だけ分別するのは不可能に近いです。もう少し、PRを徹底したらいかがですか。

C 委員 : まず、1点目の水銀を含む廃棄物についてでございますが、本日本日お配りいたしました資料5の1の中に、資料がついてまして、資料2、ふじみ衛生組合からのお願い『水銀が含まれている廃棄物の処理』についてという

のをあけていただきますと、水銀を含む廃棄物ということで体温計、血圧計、蛍光管、乾電池、ボタン電池、ワクチン、むし歯治療充填剤、消毒剤、医薬品、化粧品、農薬等が書いてあります。こういったものに水銀が含まれているというふうにご理解ください。基本的には市民の皆さんに有害ごみとして分別して出しているのにまだ水銀が入っていたのというんで、意外な感じなんです。それでも体温計3本ぐらい入れて燃やしちゃっても大丈夫なのよなんて言うと、じゃ、いいのねと言って入れたくなっちゃうんですよ。あくまでもそういうのはきちっとやりたいので、これを印刷して回します。

P 委員 : 私たちはそういうのを頭に入れていて、有害ごみ用とってちゃんと分別して出しているのにまだ水銀が入っていたのというんで、意外な感じなんです。それでも体温計3本ぐらい入れて燃やしちゃっても大丈夫なのよなんて言うと、じゃ、いいのねと言って入れたくなっちゃうんですよ。あくまでもそういうのはきちっとやりたいので、これを印刷して回します。

C 委員 : そうですね。1人が3本いいだろうとなりますと、何十万人も人がいますから、すごい本数になってしまいます。決していいとは言えませんので、今までどおり徹底的に有害ごみで出していくということでご協力をお願いしたいと思います。

それから、清掃の関係でございますが、全体をやるというよりも、一番はやはりバグフィルターです。ここの部分のろ布に付着している水銀を払い落としてということです。ろ布には活性炭を吹き込みますので、その活性炭に水銀がついてくれます。ですので、そのついた水銀を中心にきれいに払い落として、また新しい消石灰とか活性炭を吹き込んで新しい膜をつくる。そして、また新しい膜に水銀を付着させると。水銀だけではありません。いろいろな有害物質を付着させるということで、一番掃除をするところはバグフィルターの周辺ということになります。

P 委員 : 炉をとめてとおっしゃったので、炉をとめたら中をみんなきれいにしなくちゃならない、大変だなと思っていたんですけど、どうなんですか。

C 委員 : 炉をとめる一番の理由として、やはり煙突からこれ以上水銀を出さないというところが重点でございます。

P 委員 : はい。わかりました。でも、この間、活性炭はあんまり効力ないんですよというのはおっしゃっていましたよね。

C 委員 : そんなことはございません。効力がなければ使わないわけでございます。日本全国の焼却場で活性炭を使っているというのは、やはり活性炭は

効果があるというふうにご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

P 委員 : はい。ありがとうございました。

D 委員 : 今の関連質問なんですけれども、Q委員も言われましたけれども、93.1%が取れるということなんです、この3桁までこんなに正確に取れるのかと、ほんとうに。この論文もアウトラインですけど、読ませてもらったんですけれども、やはりきちんと調べる必要があると思うんですよ。ほんとうに93.1%なんて断言できるんですかと。寿命もあろうし、いろんな施設設備もあるんでね。そういうことが1つ問題あります。

それからもう一つ、水銀が4回出て、4回とめてもらったんですが、この前、藤吉先生が言っておられたように、ストーカ炉というのはとめたりつけたりするのは運転上最もまずいんだと、できるだけ長く動かすべきなんだということですよ。そうすると、1回事を起こせば、数回はとめないといけない事態が現に起こっているわけだから、やはりこの対策は十分打つべきだろうと思うんですよ。そういうこともちょっと提案としてさせていただきますので、よろしくをお願いします。

Q 委員 : 私は予算措置の絡むことで、最後はふじみ衛生組合が判断されると思うんですけれども、それに至るまでの十分なデータと資料を添えて決めていただきたいということをまずお願いしたい。もうそのためには、今、活性炭のお話も出ましたけれども、ほんとうに効果があるかを数字で測るためには計測計を置かなければ話にならない。私もやはりこれは大きな問題なのでいろいろ勉強させてもらいましたけれども、都はついているんじゃないかと、2つ、そこで効果があるかどうかを判断されているんじゃないかと、私は理解しているんですよ。一番ひどかった、この資料で見ると、足立の場合も、第1回目でこれはお金を3億3,000万ぐらいかかっている。それを回収するために。この資料で、図で見ますと、触媒反応塔、ろ過式集じん器を全部取りかえて、さらに洗浄とかいろんなことをやって、3億3,000万円かかったと。これをやって完璧かなと思ったら、すぐその後にまた出たわけです。こういうこともございますよね。ですから、やっぱりしっかりしたデータを整えて考えていただきたい。

それから、指針値が0.04だから大丈夫だと先ほど言いましたけれども、私は炉がたびたびとまるということが、地元としては数値じゃないんです

よ。そういうことのほうが、やはりふじみ衛生組合への信頼が失われていくことになるわけですよ。そんなことを改めてつけ加えさせていただいて、将来の対策を間違えないようにやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

R 委員 : もちろん設備投資も大切だと思うんですけども、先ほどP委員がおっしゃったように、まず啓発活動というのが、まず手っ取り早くできる方法ですし、4月とおっしゃったので、お引っ越しの時期とかありますよね。そうすると大量にごみが出るときって、ついつい放り込んじゃう方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。事業所のごみとおっしゃったけど、もしかしたら一般のご家庭でお引っ越しのときに乾電池が入っちゃったとか、1軒1つ入れたって何十万軒とおっしゃったので、そういう時期に重なってしまうと一般のごみだってそういうことは考えられるので、4月にいただくごみのカレンダーの中にはもちろんちゃんと入ってるんですけども、しっかり見ていらっしゃる方がどの程度いらっしゃるかということもあるので、もう少しはつきり大々的にみんなにわかりやすく啓発活動を続けていかれたほうがいいのではないかと思います。

Q 委員 : なかなか抜本対策がないと思いますけれども、今、委員の方がおっしゃったように両面からしていかなければいけないと思いますので、ぜひ私は、ここを小学4年生が見学に来るわけですよ。授業の一環、社会科見学の一環として、相当数の学校が三鷹と調布から訪れていると思うんで、その場合にこういうことを学習機能として取り入れていただけないかと、ほんとうに思うんですよ。ほんとうに生きた教材なので、これをぜひ今後の三鷹と調布を担う子供たちに伝える学習のプログラムを、ぜひつくっていただきたい。すばらしいプログラムをつくってほしいと、私はそう思います。これもぜひやってください。よろしくお願いします。

F 委員 : 私はさっきからお伺いして疑問なのは、例えば体温計だとか蛍光灯だとか、なぜこれ入り口で選別できないんですか。三鷹は分別、分別と言って非常にきめ細かくごみの出し方について非常にPRしているわけですよ。それがまず何でまだ不徹底が、先ほどI委員もこんなごみの問題、処理の問題で何でこんなに議題になるんだという程度で、どうもそれが不思議でしようがないんです。

それからもう一点、誤ってやってでしようけど、10月から3月まで試

運転やっているわけですよ。試運転でなぜ発見できないのか。それで、4月以降があって、4月はまあまあ、5月になったら突然出てきた。7月も出てきた。ところが、実際にごみの問題は、22年にあちこちの清掃場で大きな問題になっているわけです、特に水銀はね。すると、なぜそういう設計の想定段階で活性炭等、キレート法でいろいろやったという例がありますけど、活性炭だけじゃ、確かにさっき言われたように効果ないというデータが出ているんですよ、これ産業の、国会図書館で調べましたけど。データは出てないかどうか、それはよくわかりません。ふじみ衛生に対して、大変失礼な発言になるのでそれはよくわかりませんが、もっとほかの方法を考える必要あるんじゃないかと。それが第2点です。

それから、第3点は、水銀対策の検討について4ページに書いてございます。以前の用途、メッキ、アマルガム等、現在の用途は蛍光灯、水銀ランプ等書いてありますが、これ以外にもっと幅が広いんじゃないかと思うんですね。特に私は農薬だとか、治療薬、例えば、この前発言しましたとおり湿布薬にも多少は使っていると思いますし、それから消毒剤に使っても多少入っていると思いますから、現在に使われている内容を全部洗い出し、リストアップして、こういったごみは絶対に出さないでくださいよという市民へのPRが必要だと思うんですよ。啓発ですね。そうしないと、この問題は、お金をかけて設備を整えりゃいいという問題じゃないと思うんですよ。もっとPRをやって、この前専門委員会で私は新しい設備は大反対だと申しあげましたよ。だけど、実際に原因がまだはっきりわかってないんですから、もっと究極に突っ込んで内容を解明してからでないといかんと思います。以上です。

I 委員 : さっきから、地元協議会で、いろんな分別の話までやってる、分別の話はそもそも各市役所で指導しているでしょう、各自治会を。ここで分別のどうのこうの、お願いするところまではいいいんだけど、ああでもないこうでもないというのは、それは市役所の責任ですよ、分別の方法は。何でこんなところで議論するんですか。

それからもう一つ、どうしても入っちゃう、C委員困ってるんだと思うんです。確かに私のところもそうですけど、1人どうしようもないやつがめちゃくちゃに出すんですよ。世の中にはそういう人がいるんですよ。そういう人が入ってきたときにどうするかというのが、この資料5の対策で

しょう。こういう対策でいろいろなことで水銀を除去しましょう。だから、我々の議論は、分別については市の環境対策、環境部長さんしっかりしてくださいよ、ほんとうに。入っちゃったらどうするかということ議論すべきだと思う。非常にC委員困ってると思うんだよね。だから、そのときはさっきB委員22億とか10億とか、いっぱい金があるんだから、そういうのをこういう装置に使って除去するように努力して、なるべく近隣に、地域の住民に水銀を吸わせないようにしましょう、それがほんとうじゃないですか。以上です。

A 参与 : B 参与も意見があるんじゃないかと思いますが、後で補足してもらおうとして、基本的におっしゃるようにごみの収集、分別については両市の責任になります。ただ、一番最初にこのことが、水銀が入っていて、炉の停止の後に、この地元協議会があったときに、私は協議会の委員の皆さんから、まずこれは両市の市民の責任の問題だと、だからこの分別の問題についても大変重要な課題だというふうに問題提起をしていただいて、すごい協議会だなと私は思ったんですよね。ですから、そのことを深めることはなかなか難しい議論になりますけれども、やはり分別を徹底させるためのPR、水際作戦を含めて、入り口の議論というのは大変重要であると、私ども改めて思っているところです。その上でI委員がおっしゃっているように、さらに、入ってしまったらどうするのかという、そういう問題ももちろん重要で、これについては、I委員の先ほどのお話の中で言えば、今2つの方法に絞り込んでいますけれども、ほかにもあるかもしれないし、それから、測定値の問題、あるいは既存の方法の、ほんとうに科学的な根拠があるのかという是非についても、しっかりと検討する中で考えていきたいと思っていますので、今日は中間報告ということでさせていただきましたから、皆様方のご意見をさらに精査して、きちんとした方向性を出していきたいと考えているところです。

B 参与 : 私から一言お話ししますが、まず基本的に、水銀の問題というのは、これは健康の問題からすれば重要な問題だろうと思っています。ですから、これを、特に今回はいろいろなデータとか資料を出しながら議論をしたのは、今回がある意味では、初めてに近いのかなと思っています。今まででは経過の報告等々はやっておりましたけれども、この原因とそれから今後の、今どう対応しているのか、そして今後どう対応していくのかという

形の中で、今日いただいた意見も、いろいろな意見、今日はいただいたかなと思っています。やはり、1つはI委員からも、今分別の問題は特にここで議論をするというよりも入ってしまったときの対応をいかにすべきなのかという、そこも大事なのかなとは思っておりますが、ただ、何といたっても両市で、家庭ごみあるいは事業系含めて分別を徹底していくと、ごみの焼却する中にそれを混入させてしまうケースは絶対にあってはいけないというふうに、まずは基本的に思っています。

そうした中で、どういうふうにその数値が今回のような形が出てきてしまうことが出てくるとすれば、それは今日、ほんとうに何人もの、皆さんの委員さんからご意見いただきました。施設の改善とか改修含めて、例えばどういう方法をとったらいのかというの、ご意見の中では、皆さん違いがそれぞれあるのかなと思っています。あるいは、計測器の箇所の問題とか、置く場所の問題とか、そういう話もあったのかなと思っておりますが、今日いただいたご意見をまたこちらでもしっかり受けとめさせていただいて、そして、今後対応していきたいなと思っています。合わせて専門委員会の中でも議論が出てくると思っていますので、こちらとしても、適宜情報は速やかに開示をしていくことと合わせて、今後の対応策についても、今日のご意見等々含めて、また議論を深めていきたいと、そんなふうに考えております。以上です。

I 委員 : そういうことで、入ってしまったらどうするのかというのは、我々当然議論しなくちゃいけないと思うんですけど、その前、行政として地域の自治会を指導するのは市の責任だと思いますよ。それをしっかりやってもらいたいというのが1点。

それと専門委員会というの、8月1日もなにかやられてたそうですけれども、どういう専門、いろいろこの問題も、おそらく水銀とか去年もやったんだろうと思うんですけども、議事録、こういう会議、我々地元協議会の委員に回してくれたらどうですか。どういう議論されているんですか。全然わかってないです。そういうことで、どういう議論をされたのか、ぜひ議事録を読ませていただきたいと思います。

事務局 : 専門委員会の討議内容につきましては、概略で、さっき資料でお示ししたとおりでございます。それと議事録につきましては、ホームページ等でも順次公開をしております。もし必要であれば、この席にまた準備でき

次第、皆さんにご配付しても構わないと思っております。以上でございます。

B 委員 : もう時間がない中で発言するのは恐縮なんですが、そもそも論で、僕1点文句をつけたいというか、ちょっとおかしいなと思うところあるんです。地元協議会、今までは、この焼却場というのは、一般的にも迷惑施設。協定書を結んだことでこれは必要施設として住民側も一定の理解を示して協定書を結んだはずですよ。だからこそ、3月の地元協議会及びその後の懇親の場で、今おられる参与も含めていろいろお話をした中で、結論的に言えば新しい行政と地元住民の協力、信頼関係をこれで作っていくんだという流れで、会を最後閉めた、私記憶しております。

それで、今後は、私たしかあのときにA参与の隣に司会を仰せつかったので席ありましたけれども、僕、A参与にもお話申し上げたと思うんですが、今後は、情報開示を徹底的に積極的に、やっていただいて、住民もどのぐらいの責任を応じるかは別にいたしましても、もっと住民も理解する。必要施設として動かすためにも、住民の理解なくしては迷惑施設のままで終わってしまうわけです。そういうことが住民の協力というのは、何を担保として、そういう気持ちになれるかって言ったら、事務局側の働きが最たるものだろうと思うんです。それを、先ほど、体温計の話、二、三本の話ありましたけれども、これ私もそのときに4月25日のときに発言しています。たしか、当日1号炉をとめたという話だったと思うんです。非常にタイムリーに発表してくれて我々は信頼に値するなという発言に協議の場になったかと思うんです。そのときにそもそも0.05が0.071でしたよね、あのとき。超えてしまうのはどのぐらいの量なんだといったときに、元室長がそのときに使った言葉としては、体温計二、三本だと言ったの私はっきり覚えてます。そのときに二、三本ということは、我々がつい、今水銀、体温計というのは、ほとんどなくなってきていますけれども、出してしまう可能性があるなと思ったんで、私は広報誌で大々的にPRしてくれと、我々の責任だと、ついうっかりってあるからってということで、僕は質問したつもりなんです。お願いしたつもりなんです。それが、だんだん話が、流れが変わってきたのは、そうじゃなくて、事業系の話になったあたりから大量にこれ入ったんだって話から、体温計二、三本の話が、今意味を変えて、その93%を吸収できるんだから、施設で吸収できるんだ

からって話が変わってますけれども、冷静に考えてみればともに燃やして体温計二、三本なのかもしれませんね。つまり、それまで公害防止の装置を通れば吸収もされるし、外にあまり出てこないという議論になってるんだらうと思うんですけれども、つまり、何を言いたいかという、それだけ住民側とそっちで発表してることとの乖離があるんですよ。乖離が生まれてしまう。それは先ほど冒頭にQ委員が10号委員の問題でもそうです。発表している側のほうと聞いている側のほうの乖離が生じてしまう。なぜならば知識のレベルの差があるからです。ベースが違うから。だから、難しい話をたくさんされても、十分知識はこちらのほうで咀嚼できるだけの能力がある人は一部の人しかいない。でも、この人たちは地元の住民を代表して来ているから、ある意味、我々一人一人に説明責任があるわけです。で、説明ほんとうにできるんだらうかと。私自身も、体温計二、三本だから危ないから気をつけろと言いました。だけど、そうじゃないんだって、話の根本が既に全然違う話になっちゃう。いわゆる素人判断になります。だから、説明をするほうの説明の仕方と、それをちゃんと理解する側のミスマッチはいろいろなところでこれから起きてくる。なぜそれは起きるか。我々地元協議会4月やって、これ2回目8月です。三、四カ月で1回しか開いてない。それから先ほど委員からも出ましたよね。専門委員会で何をやっているのかわからない。それは先ほど説明書でありました。それは文字に書けばそうでしょう。でも、僕ら地元協議会のメンバーは生のお話でいろいろ議論をしているはずですよ。専門委員会だから別組織だから、それ僕ら一般市民と同じレベルで公開にならないと聞けないんですか。それは話として違うんだらうと思うんです。そもそも地元協議会ができた趣旨に立ち返っていただければどうしなきゃいけないか、住民もどうしなきゃいけないか、両参与もどうしなきゃいけない、事務局どうしなきゃいけないかって、おのずから、みんな何か責任のある、100%の責任のあるところを何か都合のいいところだけちょいどりして、説明しているように僕は聞こえるんです。それは言っていることは全て合っているかもしれない。だけど、住民のレベルに合わせなかったら、これは迷惑施設のままで終わっちゃいますよ。必要施設にしようということで、3月の懇親の場でも手を結んだはずですよ。私は、少なくともそう思っている。

これから、一番最後にふじみまつりの提案もあるようですが、私はここ

は調布から見れば市境、へんぴなところという位置づけになるけれども、私は調布、三鷹を考えたらずこれは市境じゃなくて中心部なんです。地図見ただけであれば一番真ん中にありますよ。だから、僕はここを使ってほしいと。この環境、三鷹と調布の市民が一緒になれる最大のチャンスだと僕は思っているんです。だから、僕は消防団の話も、消防団だけでやるんじゃなくて、両市民を絡めて何かイベントを考えてほしいという趣旨で僕は要求したつもりなんです。でも、一向にその話が伝わってこないで、今度はふじみまつりの話があるという話なんで、私はある意味期待しています。だけど、今のここまできている議論でいくと、何かみんな都合のいいところばかり答えられていて、また、僕らはこの間聞いた話とちょっとニュアンスが違うよなっていうふうに思い始める。元室長が説明したのは、明らかに、体温計二、三本って言ったんですよ。0.071のときは。だから、それは大変だと、みんな思ったんです。だから、それはまともに燃やせばそうなんだろうと。先ほど、事務局長もそうおっしゃいました。だから、それは公害装置が入っているから、そこから出ないんですよって。ほんとうに93%吸収できるんだかどうかは、僕はわかりません。そのように違いが出てくるということを、みんなもう1回お互いに考え直して、ほんとうに新しいスタートをきれるように、ふじみまつりが成功裏に終わるように精神論を合わせてほしいんです。そうしないと気持ち悪くて議論していても、上滑りしちゃって僕、嫌なんです。お願いします。

- A 参与 : 今のB委員のお話のように、若干この間きちんとした対応をこちら側で足りなかった部分があるかと思います。体温計の話も、何ていいますか、誤解をする方がたくさんいらっしゃるということは、どちらも知識量とかいう話ではなくて、こちら側の言葉足らずであったと思います。そのように受けとめた方に対しては、私どもからも、今後そのようなことがないようにしたいと思いますし、今の経過の中でもなかなか事務局も水銀の対応って、ほんとうにあり得べき話ではないんですけれども、7月ぐらいまで続いたりして、その間専門委員会を開いたりする対応の中で対応していましたが、そういう意味で地元協議会への対応がややとといいますか、今回までなかったということについては、反省すべき点であったなと私は考えます。

そういう意味で、それぞれ思いがちゃんと伝わらないとせつかくいいと

ころまできて、協定を結んで、今回の事件の最初のときの委員の皆さんのご発言の中で、私もほんとうにこれも感激したんですけれども、協定を結んでおいてよかった、水銀の問題が起きたのは問題なんだけど、ちゃんと真っ先に説明をしてくれて、これはこういう協定がなければできなかつたんだから、そういう意味で心の底から、よかったと思っているって言ってくださって、その気持ちにやや私どもも甘えてしまったかなということもありますので、そのように今後体制を整えていきたいなど、私は思っています。

- B 参与 : B委員からもお話があった点で、ひとつ思うのは、こちらとして、できるだけベースを事務局サイド、あるいは各委員さんとの間で、何か持っている資料について、特にこちらを何か制限をかけながら情報を出しているとかってそういうことは全くありません。考えてもおりませんので、そのことだけは、ご理解いただければと思っております。

昨年から考えれば、環境保全に関する協定書の中もいろいろな議論がありました。事務局サイドをとりましても、こちらにもまた意見があるんです。当たり前でしょうけれども、おそらくそれは、地元協議会のそれぞれのメンバーの方も若干の違いはどっかではあるのかもわかりません。そのことに昨年は昨年であり、今年は今今年であり本格稼働したわけですけれども、時間の流れというのは絶えず流れているんです。だから、朝令暮改でいいとは全く思っていませんし、一貫した流れでなければいけないと、それも思っております。そうしたことの中で、こちら事務局サイドもそれぞれの日々起こっていること、あるいはこれから起こるかも知れないということも含めて、誠心誠意対応をし、情報の交換についても速やかにしていきたいと思っております。そのことは今までもそのことを基本軸に置いておりますので、そのことを含めた中で今後また、地元協議会、あるいは専門委員会も含めてそうなんですが、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- a 副会長 : 事務局を担ってる者を代表してお話をさせていただきます。冒頭からありましたように、情報のレベルの差というんでしょうか、それがあつたのは事実だと思ひつています。そういった面で、今年から年4回という地元協議会の開催日程を組ませていただひいて、それでご了承いただひているわけですが、この間もいろいろ水銀問題が起こつたりしましたので、これにつひ

ては臨時に会議を開くのは、これだけの大人数ですから、なかなか難しいことであろうかと思っておりますが、例えば、いろいろな形で資料をお配りするとか、そういった工夫をしながらタイムリーな情報提供ができるような、そんな形で努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 : 8時半になりまして、会議時間8時半までということなんですけれども、30分程度延長させていただきます。

B 委員 : そこで僕、1つ提案いたします。確かにこれだけのメンバーが一度に集まるというのは、年間スケジュールで、特に両参与はお忙しいと思っておりますので、スケジュールがとれないということだと思っております。これ専門委員会も入れて年8回開く。けれども、これ先ほども僕言いましたけれども、専門委員会といえども地元協議会のメンバーから出てる。いわゆる地元協議会が母体だと思っております。そこから選ばれているわけですから。それで、地元協議会がベースであるならば、例えば、4月にあつて、次8月、三、四カ月開いてる。今度は11月ですよ。なので、僕はこれ事務局サイドで、事務局が両参与が出席できなくても、とにかく去年は議論白熱したところもありましたからほとんど毎月開いてた。これいかにしても、三、四カ月に1回というのは、ここで乖離が生まれなくてほうが私はおかしいんだと思っております。だから、規模を縮小したとしても、僕はこの間にもう1回あったらまたいろいろな話を聞けるかもしれません。あるいはその場で結論が出なくても申し送りはできるはずですよ。これ三、四カ月後で話聞いて、また三、四カ月さかのぼってまた意見を言うような話になるから、これフィードバックがなかなかうまくいかないんだろうと思っております。もっと開く回数を、規模を小さくしてでも、私臨時と呼ぶか何と呼ぶかは別だけれども、僕はこの間にもう1回入れ込むことを提案します。そして、その中で平時の話をちゃんとして、今度いろいろその中で大きな問題になる過程の途中かもしれないけれども、そういうことを協議することによって、話のレベルが3カ月遡らなくても1カ月、あるいは1カ月半で取り戻せるんだって、これ住民意識のずれを防ぐ一番の僕は手だてだと思っております。その辺、ちょっと検討していただきたい。

a 副会長 : 今ご提案いただきましたが、これについては、おそらく全委員さんにかかわることですので、私どもで一応検討させていただきますが、この間ア

ンケートをとるなりして、いろいろお考えを聞いた上で、次回にある程度のいただいた提案に対する事務局案なるものを出させていただければと思っております。

B 委員 : それじゃだめだと思いますよ。

a 副会長 : 逆に言うと、ここで今決められればいいですけど。

B 委員 : ここである程度日程をきめたらどうですか。

a 副会長 : ひとつは、ふじみまつりの実行委員会がありますから、それをやらなきゃいけないのと、それから、実は11月に委員の改選を迎えるんです。この後お話ししますけれども、そういうこともあって、できれば11月までちょっと時間をいただきたいというのが正直なところです。

会 長 : よろしいでしょうか。続きまして、審議事項の対応フローについて事務局より説明だけお願いいたします。

事務局 : 今専門委員会の中で審議の流れというものについて事務局より提案をさせていただいているものでございます。これは、今継続して協議をしている案件の1つでございます。このフロー図を簡単に申しますと、事象発生と書いてございます。これは苦情等を含めた内容でございます。そして、地元協議会と専門委員会の方に矢印が書いてあるかと思えます。実際には、事象発生の下にふじみ衛生組合というのが入ってまいります。そのふじみ衛生組合から地元協議会、また、専門委員会を開催して審議をしていくという流れになっております。地元協議会には、一報を入れ、開催をしてその状況、資料等を説明した上でご意見をいただいて対応していくと。それをもとに専門委員会にも内容を説明して、その専門委員会の中で健康部会か、それとも施設部会かということで、振り分けをして各部会ごとの流れをそこに列記したものでございます。最終的には、下段にいきますけれども、専門委員会の中でそれを評価、協議をして組合に提言をしていくと。提言に基づいて組合が対応を検討、実施していくという内容になっております。その中には、そこに赤字で書いてございますが、先ほどもお話がございましたが、地元、住民には、広報等を通じて内容の周知を図っていくと、わかりやすく図っていくという内容も含めてございます。

一応、審議事項の流れ図につきましては、今、専門委員会でも先ほど申しましたが、協議の途中経過の内容でございます。今後につきまして、もしご意見があれば後ほどでも構いません、事務局にご意見をいただければ

と思っております。以上でございます。

会 長 : すいません、時間がないので説明のみとさせていただきます。はい、よろしいですか。

Q 委員 : この議論は、まさに赤字のつけ加えられたということですよ。赤字がなかったところにこれを入れられたというのは、このプリントの意味ですよ。ですから、この意味をほんとうに実現していただきたいと。で、このお話は、先ほどB委員が言ったようなことがやはり前提になって、これが、このフローというものが生きてくるわけですよ。だから、こういう努力をこの地元協議会も専門委員会もどっちにも意思が疎通できるような努力をしなければ、さっきも言ったように、絵に描いた餅になっちゃいます。地元協議会が専門委員会の単なる報告みたいのところになっちゃったらほんとうに生きてこない。ですから、先ほどから何人かの委員の方が、専門委員会の様子をわかるような形をここに提示をしてくださいと、専門委員会があって地元協議会、専門委員会があって地元協議会、今の仕組みはそうなっていますから、後手後手でいつもなっているわけ。それをどうやってつなぐかという部分が非常に大切なわけですよ。そういうことを小まめに、大変だと思いますけれども、事務局の方にやっていただいて、ここをつなぐような実質的な意味をつくっていただきたい。ここもいろいろな議論をしているわけですから。今日の意見をまとめて、また専門委員会に報告されると思うので、それをうまく組み合わせてやっていただきたい。やはり、地元協議会を開く勇気を、私はふじみ衛生組合に求めたいと思います。

ほんとうに水銀なんかいい問題で、5カ月間何もなかったわけですから、3カ月じゃないです、5カ月だよ、4、5、6、7、8だから。だから、こういう状況というのはまずいので、何かいろいろな事情があるんだろうけれども、臨時でも開いて、実際盛り上がったときには、A参与なんか毎月2回やろうかなんて、環境保全協定ときは言ってやったんだからやれないことはないはずですよ。何もA参与、いつもいろとは言いませんから、ぜひ、その辺の勇気を持って情報開示に努めていただきたいということを最後に申し上げたいと思います。よろしく。

4 その他

(1)「ふじみまつり」について

会 長 : それでは、次にふじみまつりにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、ふじみまつりにつきましてご説明申し上げます。一応日時につきましては、11月23日土曜日、午前10時から午後3時の時間帯で地域の皆様との交流を図ることを目的にふじみまつりを計画してございます。そのため第1回ふじみまつりの実行委員会を組織をして準備してまいりたいと考えております。現在、実行委員会を組織した上で時間がない中で内容を詰めていきたいと思っております。そのために一応有志としてご参加をお願いしたいと思っております。内容につきましては、今ここでご提示はできませんけれども、一応組織の委員として参加できる方はお申し出いただきたいと思っております。以上です。

会 長 : ありがとうございます。地域の皆さんと、このふじみ衛生組合をつなぐお手伝いをする、地元有志としてご参加をいただける方。

H 委員 : ふじみまつりをやることはわかりましたけれども、どんなことをイメージしていくかわからない。

会 長 : 内容ですか。

H 委員 : そうそう。そうでないと手のあげようがない。

会 長 : 事務局からお願いします。

I 委員 : あと何月何日か。

E 委員 : まず、日時は11月23日の土曜日、勤労感謝の日になっています。はっきり申し上げて詳細に固まってはいません。ふじみまつりという、これまだ仮称ですけども、仮称ふじみまつりと考えています。会場ですけども、1階の外へ出たところの駐車場、そちらをメインの会場として考えています。あの部分に、テントが約10張りから12張り程度張れると想定しております。テント張りましてリサイクル品の販売。それから環境啓発に関すること、飲食の販売、それからお子さんたちがお見えになるでしょうから、例えば、ヨーヨー釣りというような遊ぶものも設置をしたいと考えております。

主な参加いただきたい団体、これはふじみ衛生組合を組織しております、三鷹市、調布市。それから地元の自治会の方。それから組合に関係している団体企業等についても参加をいただきたいと思っております。詳細につ

いて、まだはっきり申し上げてでき上がっておりません。

10時から午後の3時まで、大体この時間帯で行おうと思っております。それからメインの会場以外にも、通常の見学コースとは違う施設の見学等もできるようにしたいなということで今計画を進めているということでございます。以上でございます。

会 長 : よろしいでしょうか。

Q 委員 : 私、一番最初に申し上げたとおり、ふじみ衛生組合は、専門委員のことにきちんとけじめをつけてくださることなので、私どももふじみまつりというのは協力したいと思っております。できれば、希望者と言われてもなかなか手を挙げられるものじゃないと思いますので、私がふと思ったのは、我々委員の中に三調会というあれをつくってありましたので、この世話役をやっていただいている三鷹のH委員と。

H 委員 : さっきから発言をしようかなと思っていたんですが、もう協議委員会も3カ月、4カ月に1回じゃね、実際の話、熱冷めてもう嫌になっているんですよ。もうちょっと熱が入るように、もうちょっと密度を濃くしてやったほうが、何かもう前回のあれで熱が冷めちゃってね、今日だってそうでしょう、水銀問題で終わっているじゃないですか。こんなんじゃね、私嫌になって次回からもう下りようと思ってる。その辺が、私感じてるところです。

会 長 : ふじみまつりにつきましては、ご協力いただける方は、後ほど事務局に申し出ていただければと思います。

続きまして、武蔵野市の可燃ごみの搬入について事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、一番最後になりましたけれども、武蔵野市の焼却施設定期整備工事にかかわる可燃ごみの搬入につきまして、これ前回4月にもご説明申し上げまして、6月に搬入がございました。これは年2回の第2回目でございます。期日が10月1日火曜日から13日の金曜日までです。それで総量につきましては、約300トン。月、火、木、金でございます。搬入経路は、前回もご指摘いただきましたので、武蔵境通りを南下をして野崎八幡交差点を左折、東八道路を直進し、ふじみ左折入場ということになります。帰りは、西門から左折退場して信号右折、東八をそのまま西に直進をし、野崎八幡前交差点を右折、三鷹側に北上をしていくという道を通

ります。以上です。

I 委員 : これ何かあやふやで逃げちゃうんじゃないかと思って。いや、わかりましたよ。8日間で300トンということでしょう。そうでしょう、9時から4時まで、それだったらわかりますけど、これ見ると毎日300トンやられちゃうんじゃないかと、そうとれないですか、とれるでしょう、とれますよ、これ。いいですよ、わかりました。

B 委員 : 先ほど、ふじみまつりの話が尻切れとんぼになってて、事務局が準備不足なんだろうと思うんだけど、構想が僕らにちゃんと伝わらないからH委員のように、ある意味僕の気持ちを代弁したかもしれません。要するに、三、四カ月に1回しか開かないで、もう1回さかのぼって議論するような話になると、去年まで、少なくとも3月まで僕らが一生懸命やった気持ちが何か、今、中だるみ状態なんです。それで、延々と水銀問題ではじくり返してまた話さなきゃいけない。だから、規模を小さくしてでも、11月にどうやって引き継ぐんですか。11月に開いて、はい、もう次の人って話ですよ。だから、少なくとも、この三、四カ月の間にもう1回、間に僕は入れるべきだと思って、それは、だから両参与は忙しいでしょうから、いいですよ。事務局長が全責任を持ってやればいいじゃないですか。そもそも衛生組合の総責任者は事務局長なんでしょう。参与は市の側から来られてるわけですよ。だから、もう一定の協定書を結んだんだから、これからはそれをどうやって安全に運用をしていくかという問題で、日常業務に入っているんですよ。何かをつくり出していくときは両参与は必要だったかもしれない。それで、三、四カ月たってほじくり返して1時間、2時間かけて僕は時間もったいないと思う。そういう気持ちにならないで、住民を参加するためには、もっと住民を参加させるべきです。そうやってちゃんと、楽しくふじみまつりやろうって、双方から意見が出るように雰囲気をつくるのが、事務局長のお仕事だと思いますけれども。

a 副会長 : そういう意見伺いました。ですから、この今、いらっしゃる委員さんがそれでやりたいということであれば、責任をもってやらせていただきます。よろしいですか。この間に、要するに11月じゃなくて、その前に持つべきだというご意見で、皆さんが全会一致であれば。

B 委員 : だから……………。

a 副会長 : それはやります。ですから、まず11月に今決まっていますけれども、

その間に1回やるべきだというご意見いただいたので、それについて、皆さんご賛同いただけるなら事務局として、おそらく両参与抜きになるかと思えますけれども、急に決めますので。

I 委員 : 11月いつやるんですか。

a 副会長 : ちょっと、それは待ってください。その前に1回やりませんかという話、やってほしいという話で、よろしいですか。

I 委員 : 何かあるんですか。

a 副会長 : という意見が出ていますけれども。

B 委員 : そこはだから、どういう形態で開くかは、事務局プランだけれども、住民側、委員のほうでもね、いや、出たくないという人がいるんならば出なくたっていいじゃないですか。出たい人だけどんどん集まってくればいいじゃないですか。

a 副会長 : では、ふじみまつりもご提案させていただきましたので、そのことを含めて、ですから、できれば皆さんが、全員が実行委員会の委員になっていただけるのが一番いいんですが、そうもいきませんので、それも兼ねて、なるべく近いうちに、強制とはいきませんが、日程調整をさせていただきたいと、ですから出て来られる方はお願いしますということで、協議会の懇談会という位置づけで、まず持たせていただければと。ですから、11月の前、9月半ば過ぎでも日程調整して、地元懇談会という形で開かせていただきます。

会 長 : それでは、この2年間の任期期間には、環境保全に関する協定書のまとめや、その締結にご尽力いただき皆様に、感謝申し上げますとともに、お礼申し上げます。

事務局 : 現委員さんの任期は11月3日までです。自治会推薦の皆様には自治会に次期の推薦者の選任をお願いします。また、公募による皆様には、参加希望の方は次期公募に応募していただき、応募多数の場合は、従前通り抽選になりますがよろしくをお願いします。

21時00分 散会